

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構組織規程

(令和8年4月1日規程第4号)

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款に定めるもののほか、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）の組織、職制等について必要な事項を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図ることを目的とする。

(法人の組織の分類)

第2条 法人に本部及び障害者支援施設を置く。

(事務所の所在地)

第3条 定款第4条に規定する事務所を本部とし、足柄上郡中井町境218に置く。

(室等の設置)

第4条 法人の本部に次の室、センター及びオフィス（以下「室等」という。）を置く。

- (1) 経営企画室
- (2) 研究センター
- (3) 人材育成センター
- (4) 内部統制・コンプライアンスオフィス

(施設の名称等)

第5条 障害者支援施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
神奈川県立中井やまゆり園	足柄上郡中井町境218

2 神奈川県立中井やまゆり園（以下「中井やまゆり園」という。）に泉寮、海寮、山寮、春寮、秋寮、空寮及び星寮を置く。

(分掌事務)

第6条 室等及び中井やまゆり園の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 経営企画室
 - ア 法人事業の総合調整及び運営に関する一般方針に関すること。
 - イ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づく中期計画、年度計画、事業報告及び業績評価に関すること。
 - ウ 経営分析に関すること。
 - エ 組織に関すること。
 - オ 就業規則等の法人の規程に関すること。
 - カ 重要施策の審議、調整及び進行管理に関すること。
 - キ 神奈川県への届出・報告など関係団体との連絡調整に関すること。
 - ク 診療報酬の請求事務に関すること。
 - ケ 理事会の庶務に関すること。
 - コ 法人の登記に関すること。

- サ 供託に関する事。
- シ 労働組合及び労働協約に関する事。
- ス 職員の雇用、退職、解雇、懲戒、服務その他人事に関する事。
- セ 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事。
- ソ 職員の研修、福利厚生及び安全衛生に関する事。
- タ 職員の表彰に関する事。
- チ 職員の賠償責任に関する事。
- ツ 資金計画及び収支計算に関する事。
- テ 予算の原案の作成及び経理に関する事。
- ト 経理の指導及び調整に関する事。
- ナ 決算の調製及び財務諸表の作成に関する事。
- ニ 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- ヌ 長期借入金及び短期借入金に関する事。
- ネ 金融機関に関する事。
- ノ 金銭出納及びその他の会計事務に関する事。
- ハ 運営費負担金に関する事。
- ヒ 固定資産の取得、管理、処分等に関する事。
- フ 物品の取得、検査、管理及び処分に関する事。
- ヘ 寄付または贈与に関する事。
- ホ 建築工事に関する事。
- マ 指名競争入札の参加者の資格に関する事。
- ミ 工事等請負業者及び物品等の購入業者の調査選定に関する事。
- ム 工事等の検査に関する事。
- メ 情報システムの開発、管理及び運用に関する事。
- モ ホームページの運営管理に関する事。
- ヤ 文書に関する事。
- ユ 公印に関する事。
- ヨ 広報に関する事。
- ラ 法人の庶務事務に関する事。
- リ その他他センター・オフィスの主管に属さない事。

(2) 研究センター

- ア 障害者の心身の状態の見える化のための研究事業の企画、調整及び運営管理に関する事。
- イ 有効な支援のあり方の研究事業の企画、調整及び運営管理に関する事。
- ウ 共同研究の実施に関する事。
- エ 共同研究等に関しての対外事務に関する事。

- オ 外部資金の調達に関する事。
 - カ 研究倫理審査に関する事。
 - キ 研究と実践の連動に関する事。
 - ク 兼務研究員に関する事。
 - ケ 研究成果の普及・啓発に関する事。
- (3) 人材育成センター
- ア 法人の研修事業の企画、調整及び実施に関する事。
 - イ 民間事業者向けの研修事業の企画、調整及び実施に関する事。
 - ウ 研修事業の広報、情報発信等に関する事。
 - エ 民間事業者との職員交流に関する事。
 - オ 地域に向けた普及・啓発に関する事。
- (4) 内部統制・コンプライアンスオフィス
- ア 内部統制に関する事。
 - イ 職員等の不祥事防止対策に関する事。
 - ウ 各種ハラスメント対策の総括に関する事。
 - エ 監査に関する事。
 - オ 職員の考査に関する事。
 - カ 訟務事務に関する事。
 - キ 情報公開、情報提供、個人情報保護及び広聴の企画及び調整に関する事。
- (5) 中井やまゆり園
- ア 寮の運営に関する事。
 - イ 診療所の設置及び運営に関する事。
 - ウ 入所者の生活指導に関する事。
 - エ 入所者の選考に関する事。
 - オ 入所者の作業訓練に関する事。
 - カ 入所者の心理学的診断、治療及び指導に関する事。
 - キ 入所者の診療に関する事。
 - ク 入所者の医学的指導に関する事。
 - ケ 生活支援記録システムに関する事。
 - コ 関係機関との連絡調整に関する事。
 - サ 長期及び短期入所の受付に関する事。
 - シ 在宅障害者に係る相談、訓練及び指導に関する事。
 - ス 地域における障害者の福祉に係る啓発普及に関する事。
 - セ 特定相談支援及び一般相談支援に関する事。
 - ソ 発達及び就労相談支援に関する事。
 - タ 地域生活移行の地域資源の開拓に関する事。

- チ 地域活動の企画、調整及び実施に関すること。
- ツ 地域における障害者の生活の維持に関すること。
- テ 入所者の健康管理に関すること。
- ト 入所者の機能回復に関すること。
- ナ 障害者の心身の状態の見える化のための研究事業及び有効な支援のあり方の研究事業の参画に関すること。

(職)

第7条 第4条に規定する室に室長を、センターにセンター長を、オフィスにオフィスマネージャーを置き、室等に設けられたチーム（第13条の規定により設けられたチームをいう。以下同じ。）にリーダーを置く。

- 2 室長は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 センター長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 オフィスマネージャーは、上司の命を受けてオフィスの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 リーダーは、上司の命を受けてチームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第8条 理事長は、必要と認めるときは、前条に定める職のほか、室等の外にチーフプロジェクトオフィサーを、室に企画調整担当課長を、室及びセンターに担当リーダーを置くことができる。

- 2 チーフプロジェクトオフィサーは、上司の命を受けて理事長が指示する特定の事務を掌理する。
- 3 企画調整担当課長は、室長を補佐し、上司の命を受け、室の所管に係る事業についての調査、企画及び立案に参画し、調整を行い、複数のセンター及びオフィスに関する事業の調整を行うとともに、関係事務を整理し、室長に事故がある場合はその職務を代理する。
- 4 担当リーダーは、上司の命を受けて重要困難な特定の事務を掌理する。

第9条 第5条第1項に規定する中井やまゆり園に中井やまゆり統括園長（以下「統括園長」という。）及び中井やまゆり園長（以下「園長」という。）を置き、同条第2項に規定する寮に寮長を置き、中井やまゆり園に設けられたチームにリーダーを置く。

- 2 統括園長は、上司の命を受けて園の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 園長は、上司の命を受けて園の事務（第6条第5号アからコに掲げる業務に限る。）を掌理し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。
- 4 寮長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 リーダーは、上司の命を受けてチームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第10条 理事長は、必要と認めるときは、前条に定める職のほか、中井やまゆり園に統括寮長又は担当リーダーを置くことができる。

2 統括寮長は、園長を補佐し、上司の命を受けて重要困難な特定の事務を掌理する。

3 担当リーダーは、上司の命を受けて重要困難な特定の事務を掌理する。

(その他の職)

第11条 前4条に規定する職のほか、別表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。

(臨時又は非常勤の職員)

第12条 臨時又は非常勤の職員の種類は、臨時的雇用職員及び非常勤職員とする。

2 前項の非常勤職員とは、次に掲げる職員をいう。

(1) 短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。)を占める職員

(2) 契約職員(一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職(前号に規定する短時間勤務の職を除く。)を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの)

3 第7条から前条に規定する職に、臨時的雇用職員及び非常勤職員を充てることができる。この場合において、臨時的雇用職員にあつては「臨時」を、契約職員にあつては「非常勤」を冠した職とする。ただし、第7条から第10条に規定する職にあつては、「臨時」又は「非常勤」を冠しないことができる。

4 前3項に定めるもののほか、臨時的雇用職員及び契約職員については、理事長が別に定める。

(細部組織)

第13条 室長、センター長、オフィスマネージャー及び統括園長は、必要と認めるときは、理事長の承認を得て、室等及び中井やまゆり園にチームその他の特別の組織を設けることができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、法人の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第 11 条関係）

職	職務
スタッフ	上司の命を受けて事務を処理する。
医療スタッフ	上司の命を受けて医療業務に従事する。
栄養スタッフ	上司の命を受けて栄養業務に従事する。
看護スタッフ	上司の命を受けて看護業務に従事する。
研究補佐	上司の命を受けて研究に従事する。
研究コーディネーター	上司の命を受けて研究関係事務を処理する。
技能技師	上司の命を受けて技術的業務に従事する。
技能スタッフ	上司の命を受けて技能的業務に従事する。